

第4章 都市計画における評価基準及び評価等の方法

4.1 都市施設（道路）の都市計画にかかる都市計画評価基準

都市計画運用指針における都市施設（道路）の都市計画にかかる都市計画評価基準は、表 4.1-1 に示すとおりです。

都市計画運用指針に基づき、本事業の特性等を勘案して「都市計画の一体性・総合性の確保」、「自然的環境の整備又は保全」、「適切な規模及び必要な位置への配置」、「円滑な都市活動の確保」及び「良好な都市環境の保持」に関する評価項目をそれぞれ選定します。

表 4.1-1 都市施設（道路）の都市計画にかかる都市計画評価基準について

※都市計画運用指針 関連箇所抜粋

①基本的考え方

都市計画決定権者は、都市計画の構想段階評価を行うときは、都市計画法第 13 条の都市計画基準及び本運用指針に照らし、評価の対象となる都市計画に係る都市施設等ごとに、以下をもとに、適切な評価分野、評価項目を設定するものとします。

②都市施設に関する評価分野等

「都市計画の一体性・総合性の確保」、「自然的環境の整備又は保全」、「適切な規模及び必要な位置への配置」、「円滑な都市活動の確保」及び「良好な都市環境の保持」を基本に評価分野を設定し、対象地域の状況や当該都市施設の特性等に応じ、分野ごとに必要な評価項目を設定するものとします。

4.2 都市計画の一体性・総合性の確保に関する評価項目及び評価の方法

4.2.1 評価項目の選定

都市計画運用指針において、「都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために定められるものであり、この目的の実現に向け、必要と考えられる事項の全てに配慮して、個々の都市計画が総体として定められるものでなければならない。また、定められる個々の都市計画の内容が、土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮しうよう総合的に決められることが必要である。」とされています。

以上を踏まえ、都市計画の一体性、総合性の確保に関する評価項目について、事業特性等を勘案し選定しました。

選定した評価項目と選定理由は、表 4.2-1 に示すとおりです。

表 4.2-1 都市計画の一体性・総合性の確保に関する評価項目の選定

評価項目	選定理由
■沿道土地利用など他の都市計画との整合性	本事業と、沿線自治体の将来の土地利用方針等との一体性・総合性が確保されている必要があるため、選定します。

4.2.2 評価の方法

選定した評価項目の評価方法は、表 4.2-2 に示すとおりです。

表 4.2-2 都市計画の一体性・総合性の確保に関する評価の方法

評価項目	評価方法
■沿道土地利用など他の都市計画との整合性	事業実施想定区域から想定される道路の位置等と、他の都市施設の計画との一体性や整合性が図られているかを評価します。

4.3 自然的環境の整備又は保全に関する評価項目及び評価の方法

4.3.1 評価項目の選定

都市計画運用指針では、自然的環境の整備又は保全の意義について、「近年では、都市部における貴重な緑地等の減少や都市住民の環境保全に対する意識の高まりに対応し、都市計画において緑地等の自然的環境を整備又は保全する必要性が高まっている。このため、すべての都市計画において自然的環境の整備（失われた自然的環境の復元を含む。）又は保全に配慮し、必要なものを公園等の都市施設又は緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域等の地域地区として決定していくことが重要である。」と示しています。

これは主に、緑地、公園等の都市施設整備や、緑地保全に係る地域地区指定等について掲げているもので、本施設は、緑地や地域地区指定に該当しないものの、周辺環境に対する十分な配慮を行う必要性が高い施設です。

以上を踏まえ、自然環境の整備又は保全に関する評価項目について、事業特性等を勘案し設定します。

選定した評価項目及び選定理由は、表 4.3-1 に示すとおりです。

なお、評価項目の選定にあたっては、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月 国土技術政策総合研究所資料 No.714、土木研究所資料 No4254）の考え方を参考にしました。

表 4.3-1 自然的環境の整備又は保全に関する評価項目の選定

環境要素		影響要因		施設等の存在及び供用		選 定 理 由
		大気環境	騒音	道路の存在	自動車の走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質			○	事業実施想定区域及びその周囲においては、市街地が分布しています。自動車の走行に伴い、大気質への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
		騒音			○	事業実施想定区域及びその周囲においては、市街地が分布しています。自動車の走行に伴い、騒音への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		動物		○		事業実施想定区域及びその周囲においては、重要な動物が生息し、鳥獣保護区が指定されています。道路の存在に伴い、動物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
		植物		○		事業実施想定区域及びその周囲においては、重要な植物群落、巨樹・巨木林が生育しています。道路の存在に伴い、植物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
		生態系		○		事業実施想定区域及びその周囲においては、まとまって存在する自然環境として、重要な湿地が分布しています。道路の存在に伴い、生態系への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		景観		○		事業実施想定区域及びその周囲においては、主要な眺望点と眺望景観、主要な景観資源が存在しています。道路の存在に伴い、主要な眺望点と眺望景観、主要な景観資源への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。

4.3.2 評価の方法

選定した評価項目の評価方法は、表 4.3-2 に示すとおりです。

表 4.3-2 自然的環境の整備又は保全に関する評価の方法

項 目			検討対象	手 法		
環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査の手法		予測の手法	評価の手法	
大気環境	大気質	自動車の走行	市街地※1	既存資料	市街地と事業実施想定区域の位置関係を整理する。	回避又は通過の状況を整理
	騒音	自動車の走行				
動物		道路の存在	重要な種の生息地等 ・重要な動物種※2 ・鳥獣保護区※3	既存資料	重要な種及び注目すべき生息地となっている場所と事業実施想定区域の位置関係を整理する。	回避又は通過の状況を整理
植物		道路の存在	重要な種・群落の生育地等 ・重要な植物群落※4 ・巨樹巨木林※5	既存資料	重要な種及び群落の生育地となっている場所と事業実施想定区域の位置関係を整理する。	回避又は通過の状況を整理
生態系		道路の存在	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境 ・重要湿地※6 ・自然環境保全地域※7 ・特別緑地保全地区※8	既存資料	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境の場所と事業実施想定区域の位置関係を整理する。	回避又は通過の状況を整理
景観		道路の存在	主要な景観資源等 ・主要な眺望点と眺望景観、主要な景観資源※9	既存資料	主要な眺望点と眺望景観、主要な景観資源となっている場所と事業実施想定区域の位置関係を整理する。	回避又は通過の状況を整理

※1) 集落・市街地の既存資料：「国土数値情報（DID人口集中地区データ）」（国土交通省ホームページ）

※2) 重要な動物種の既存資料：「第1回自然環境保全基礎調査 すぐれた自然図（千葉県）」（環境庁、昭和51年）、「第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布図（千葉県）」（環境庁自然環境局、昭和56年）、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）」（環境省自然環境局、平成29年7月閲覧）、「市川市の文化財」（市川市教育委員会生涯学習部、平成29年7月閲覧）

※3) 鳥獣保護区の既存資料：「平成28年度 千葉県鳥獣保護区等位置図（北部地区）」（平成28年11月、千葉県環境生活部自然保護課）

※4) 重要な植物群落の既存資料：「第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布図（千葉県）」（環境庁自然環境局、昭和56年）、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図（千葉県）」（環境庁自然環境局、平成元年）、「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（環境庁自然環境局、平成12年）

※5) 巨樹・巨木林の既存資料：「第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査（GISデータ）」（環境省自然環境局生物多様性センター 平成29年7月閲覧）、「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（環境庁自然環境局 平成12年3月）、「第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査（GISデータ）」（環境省自然環境局生物多様性センター 平成29年7月閲覧）、「全国巨樹・巨木林巨樹データベース」（奥多摩町森林館 平成29年4月29日現在）、「市川市の文化財」（市川市教育委員会生涯学習部 平成29年7月閲覧）、「松戸市文化財マップ」（松戸市役所 平成29年7月閲覧）、「鎌ヶ谷市の文化財」（鎌ヶ谷市文化・スポーツ課文化係 平成29年7月閲覧）、「白井市の歴史・文化財」（白井市教育委員会文化課 平成29年7月閲覧）

※6) 重要湿地の既存資料：「生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）」（環境省自然環境局、平成29年7月閲覧）

※7) 自然環境保全地域の既存資料：「自然環境保全地域の指定状況」（平成28年9月15日更新 千葉県ホームページ）

※8) 特別緑地保全地区の既存資料：「特別緑地保全地区」（更新日：平成29年6月27日、千葉県ホームページ）、「市川都市計画図」（平成24年9月 市川市）、「松戸都市計画図」（平成29年3月 松戸市）、「柏市都市計画図1」（平成29年4月 柏市）

- ※9) 主要な眺望点と眺望景観、景観資源の既存資料：「千葉県良好な景観の形成に関する基本方針」（千葉県ホームページ）
「千葉県自然環境保全条例」（千葉県ホームページ）、「市川市景観基本計画」（市川市ホームページ）、「いちかわ景観100選」（市川市街づくり部まち並み景観整備課）、「市川さんぽ」（株式会社交通新聞社・市川市観光協会）、「船橋市景観計画」（船橋市ホームページ）、「船橋市自然散策マップ」（船橋市環境部環境政策課）、「ふなばしおさんぽまっぷ（北エリア）」（船橋市観光協会ホームページ）、「市民の森」（船橋市ホームページ）、「松戸市景観計画」（松戸市ホームページ）、「水とみどりと歴史の回廊マップ」（松戸市ホームページ）、「柏市景観資源ガイドマップ」（柏市都市計画部都市計画課）、「KASHIWA TOURIST MAP」（柏市役所商工振興課・柏市観光協会）、「やちよ良いとこマップ・農産物販売施設等紹介マップ」（八千代市ホームページ）、「鎌ヶ谷市景観計画」（鎌ヶ谷市ホームページ）、「鎌ヶ谷市ホームページ」（鎌ヶ谷市）、「ふるさとかがや散策まっぷ」（鎌ヶ谷市ホームページ）、「印西市景観まちづくり基本計画」（印西市ホームページ）、「印西市まっぷる」（印西市経済政策課）、「しろい文化財散策マップ 2訂版」（白井市・白井市教育委員会）

4.4 適切な規模及び必要な位置への配置に関する評価項目及び評価の方法

4.4.1 評価項目の選定

都市計画法において、都市施設は、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために必要となる施設のことであり、「土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めること」とされています。

以上を踏まえ、適切な規模及び必要な位置への配置に関する評価項目について、事業特性等を勘案し設定します。

選定した評価項目及び選定理由は、表 4.4-1 に示すとおりです。

表 4.4-1 適切な規模及び必要な位置への配置に関する評価項目の選定

評価項目	選定理由
■適切な道路の配置	本事業は、目指すべき都市像を実現するための適切な配置となっている必要があるため、選定します。

4.4.2 評価の方法

選定した評価項目の評価方法は、表 4.4-2 に示すとおりです。

表 4.4-2 適切な規模及び必要な位置への配置に関する評価の方法

評価項目	評価方法
■適切な道路の配置	事業実施想定区域から想定される道路の位置が適正に配置されているか評価します。

4.5 円滑な都市活動の確保に関する評価項目及び評価の方法

4.5.1 評価項目の選定

都市施設である「道路」は、「円滑な都市活動の確保」のために必要不可欠な施設であり、施設の立地自体が円滑な都市活動を向上させるものです。一方で、本事業の整備で道路網が変化することにより、住民の都市活動への影響として、周辺道路の交通への影響を評価する必要があります。

以上を踏まえ、円滑な都市活動の確保に関する評価項目について、事業特性等を勘案し設定します。

選定した評価項目及び選定理由は、表 4.5-1 に示すとおりです。

表 4.5-1 円滑な都市活動の確保に関する評価項目の選定

評価項目	選定理由
■産業活動の支援	本事業は、広域道路ネットワークの形成により、産業活動の支援に資することから、選定します。
■周辺道路の渋滞の緩和	本事業は、周辺道路網の交通の円滑化に資することから、選定します。
■災害時のネットワークの向上	本事業は、災害時における緊急輸送道路網の形成に資することから、選定します。

4.5.2 評価の方法

選定した評価項目の評価方法は、表 4.5-2 に示すとおりです。

表 4.5-2 円滑な都市活動の確保に関する評価の方法

評価項目	評価方法
■産業活動の支援	本事業の実施により、高速道路の IC までのアクセス時間の短縮が図られるなど産業活動の支援に資するか評価します。
■周辺道路の渋滞の緩和	本事業の実施により、周辺道路網の交通の円滑化に資するか評価します。
■災害時のネットワークの向上	本事業の実施により、災害時における緊急輸送道路ネットワークの強化に資するか評価します。

4.6 良好な都市環境の保持に関する評価項目及び評価の方法

4.6.1 評価項目の選定

都市施設である「道路」は、「良好な都市環境の保持」のために必要不可欠な施設であり、施設の立地自体が良好な都市環境を保持する役割を果たすものです。一方で、周辺の都市環境への影響について十分に配慮する必要があります。

以上を踏まえ、良好な都市環境の保持に関する評価項目について、事業特性等を勘案し設定します。

選定した評価項目及び選定理由は、表 4.6-1 に示すとおりです。

表 4.6-1 良好な都市環境の保持に関する評価項目の選定

評価項目	選定理由
■ 農業的土地利用への影響	本事業の実施により、市街化調整区域における農地に影響を与える恐れがあるため、選定します。

4.6.2 評価の方法

選定した評価項目の評価方法は、表 4.6-2 に示すとおりです。

表 4.6-2 良好な都市環境の保持に関する評価の方法

評価項目	評価方法
■ 農業的土地利用への影響	本事業の実施による農地への影響を評価します。